

# 神奈川県保安林等管理要綱の制定の概要

## 1 制定理由

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）では、公益的機能を特に発揮すべき森林を保安林に指定し、行為の制限や植栽の義務を課すことにより公益的機能を維持しています。

この保安林の管理に関する神奈川県における基本的管理基準は、国からの各種通知内容に準じて「神奈川県保安林管理基準」及び「神奈川県保安林管理要領」にてその内容を定めています。

このたび、国が、保安林に関する各種通知の全面的な統廃合を行ったことに伴い、神奈川県では、地方自治法第 245 条の 9 第 1 項に規定する処理基準等の国の行政機関通知を全面的に適用及び準用し、神奈川県保安林等管理要綱として制定することとしました。

## 2 主な内容

- (1)従来基準等では、保安林を管理するに当たり準用する通知の内容を記載していたが、今回制定する要綱においては、適用及び準用する通知自体を記載した。(第 2 条関係)
- (2)森林法施行令及び森林法施行規則の改正により令和 5 年 4 月 1 日付けで施行となった保安林への植栽対象となる苗齢の特例及び植栽本数の特例について、その具体の取扱いを記載した。(第 2 条第 1 項及び同第 2 項により適用及び準用を行う通知関係)
- (3)第 2 条第 1 項及び同第 2 項により適用及び準用を行う通知における、指定の目的に係る受益の対象が同一である保安林又はその集団の区域を明文化した。(第 3 条関係)

## 3 施行日

令和 6 年 4 月 10 日